

分散登校開始後の登校におけるお知らせ

5月25日からの登校に際しましては、新型コロナウイルス感染症に感染しない、感染を広げないために、学校では、手洗いの徹底、換気の徹底、社会的距離の確保、校内の消毒等の指導や対応を行ってまいります。

つきましては、保護者の皆さまには以下のことにご協力くださいますよう、お願いいたします。

1 家庭での毎朝の検温及び健康観察の実施

- ・ 登校前に検温を行い、健康状態に異常がないか確認して、健康観察記録表（5/25 配付）に記録してください。家庭での検温を忘れた場合には、教室に入る前に保健室に来て検温してください。
- ・ かぜ症状や風邪症状以外でも、少しでも体調に不安がある場合には、無理して登校せず、自宅で休養してください。出欠席の取り扱いについては、下記5を参照してください。

2 マスクの着用

- ・ 学校教育活動においては、通常マスクを着用することが望ましいとされています。特に、近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底するようお願いいたします。

3 免疫力を高める

- ・ 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事などに注意して、免疫力を高めてください。

4 学校で発熱等を確認した場合

- ・ 学校に登校後に、発熱等の体調不良が発現した場合には、保護者の方にご連絡させていただきます。保護者の方の迎えを待つ間は、他の者との接触を可能な限り避けて、保健室以外の場所での待機となります。

5 新型コロナウイルス感染症に関する出欠席の取り扱いについて(本校での対応)

学校を欠席する場合には、学校にご連絡ください。新型コロナウイルス感染症の対策のため、症状の詳細をお尋ねする場合がありますので、ご協力ください。連続して欠席する場合には、毎日ご連絡ください。

- ① 新型コロナウイルス感染症と診断された場合 → 治癒するまで「出席停止」。診断後、すぐに学校に連絡。
- ② 濃厚接触者に特定された場合 → 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は「出席停止」。
- ③ 発熱等の風邪症状や、原因が特定できない体調不良の場合 → 症状がなくなるまで「出席停止」。
- ④ 体調不良以外の理由の場合 → 個別に検討し、欠席を認められた場合 → 「公欠扱い」。
- ⑤ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合を目安に、最寄りの保健所に開設されている「帰国者・接触者相談センター」にすぐに相談してください（厚生労働省 HP 参照。R2, 5月に変更）。

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ・ 重症化しやすい人（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人。

- ・ 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合。

◎症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。

→ 帰国者・接触者相談センターから指定された医療機関を受診。受診後、PCR検査は必要ないと認められた場合には、症状が回復してから2日を経過するまでは「出席停止」。